

## 第2章 免許状の取得方法

この章では、教育職員免許状の授与を受けるための方法を普通免許状、臨時免許状及び特別免許状に分けて、それぞれ有する基礎資格に応じ具体的に説明します。

なお、ここでは、旧令の免許状を有する者や、旧令の学校等を卒業した者、施行法に基づく方法等の免許状の取得方法については除いてあります。

また、免許法等の改正に伴う経過措置については、第6章（その他）において説明がありますので留意願います。